

○河内町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年2月8日

訓令第5号

改正 平成30年10月15日訓令第30号

令和元年10月17日訓令第28号

令和4年6月15日訓令第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要支援者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者のうち、要支援認定（法第32条に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）を受けた者をいう。
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業対象者 要介護又は要支援の認定を省略して、総合事業のみを利用する場合で、必要なサービスが利用できるよう本人の状況を確認するための基本チェックリストにより対象とする被保険者をいう。
- (3) 居宅要支援被保険者等 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。
- (4) 訪問型サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業として、サービスを受ける者の居宅において、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービスをいう。
- (5) 通所型サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業として、サービスを受ける者を老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター等の施設に通わせ、機能訓練の実施又は集いの場の提供等の日常生活上の支援を提供するサービスをいう。
- (6) 介護予防ケアマネジメント 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業として、介護予防及び日常生活支援を目的に、サービスを受ける者の心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の他の生活支援サー

ビス（第1号生活支援事業）、一般介護予防事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業をいう。

（事業構成等）

第3条 総合事業の事業構成及び事業内容は、別表第1のとおりとする。

（対象者）

第4条 総合事業によるサービスの対象者は、居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントにより当該サービスを提供する必要があると認めたものとする。

（事業の委託及び指定）

第5条 町長は、相当と認める者に対し、総合事業の全部又は一部を委託することができる。

2 町長は、相当と認める者が運営する事業所を、総合事業を実施する事業所として指定することができる。

3 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施するものとする。ただし、町長が認めたときは、居宅介護支援事業所に委託することができる。

4 第2項に規定する事業所の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

（利用料）

第6条 総合事業の利用者は、別表第2に定める利用料を負担するものとする。

2 総合事業の実施に際し、食事代その他実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

3 第1項の利用料は、総合事業を実施する者が、これを徴収する。

4 介護予防ケアマネジメント事業費について必要な事項は、別に定める。

（介護職員処遇改善加算）

第7条 訪問介護相当サービス事業及び通所介護相当サービス事業については、介護職員処遇改善加算を適用するものとし、その単位数は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）別添1の1ヌ及び別添1の2りに定める単位数とする。

（総合事業費の支給）

第8条 町長は、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）が行う総合事業の利用者に対し、総合事業費を支給するものとする。

2 総合事業費の支給額は、別表第3に定める単位数に次項の1単位当たりの単価を乗じて得た額の100分の90（介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第29条の2第2項に規定する額以上の所得を有するものであって、同条第3項の規定に

該当しないもの（以下「一定以上所得者」という。）にあつては100分の80又は100分の70)とする。

- 3 1単位当たりの単価は、介護報酬の地域区分によるものとする。
- 4 前3項の規定により総合事業費に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数値とする。
- 5 町長は、法第115条の45の3第3項の規定に基づき、総合事業を利用した居宅要支援被保険者等に代わり、指定事業者に総合事業費を支払うものとする。
- 6 町長は、法第115条の45の3第6項の規定に基づき、同条第5項に規定する審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

（区分支給限度基準額）

第9条 総合事業費に係る区分支給限度基準額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する要支援1の区分に係る単位数により算定した額とする。ただし、町長が必要と認めた場合は、同号ロに規定する要支援2の区分に係る単位数により算定した額とすることができる。

（高額介護予防サービス費相当事業）

- 第10条 町長は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給に相当する事業（以下「高額介護予防サービス費相当事業」という。）を実施するものとする。
- 2 前項の支給額の算定は、居宅介護支援被保険者が受けた総合事業に係る利用者負担額と、当該被保険者と同一世帯に属する者の総合事業以外の法に基づく保険給付に係る利用者負担額の1月の合計額が、令第29条の2の2に規定する上限額を超えるときに、法第51条又は第61条に規定する高額介護サービス費の額を算定した後に、高額介護予防サービス費相当事業の支給額を算定する方法により行うものとする。

（高額医療合算介護予防サービス費相当事業）

- 第11条 町長は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担及び医療保険給付に係る自己負担額の家計に与える影響を考慮し、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する事業（以下「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」という。）を実施するものとする。
- 2 前項の支給額の算定は、居宅介護支援被保険者が受けた総合事業に係る利用者負担額と、

当該被保険者と同一世帯に属する者の総合事業以外の法に基づく保険給付に係る自己負担額及び医療保険給付に係る自己負担額の1年間の合計額が、令第29条の3に規定する上限額を超えるとときに、法第51条の2又は第61条の2に規定する高額医療合算介護サービス費の額を算定した後に、高額医療合算介護予防サービス費相当事業の支給額を算定する方法により行うものとする。

(事業受託者)

第12条 第5条第1項の規定により、総合事業の委託を受けた者(以下「事業受託者」という。)は、総合事業の実施に係る経費を他の事業に係る経費と明確に区分し、会計処理を行わなければならない。

2 事業受託者は、委託を受け、提供するサービスについて、実施月ごとに、河内町介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書(様式第1号)により町長に報告しなければならない。

3 事業受託者は、サービス利用状況を明らかにできる書類のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

4 その他委託に関して必要な事項は、この要綱に定めるところに従い、この要綱に定めのない事項については、別に委託契約で定める。

(秘密保持等)

第13条 総合事業に従事する者(以下この条において「従事者」という。)及び従事者であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業受託者及び第5条第2項の規定により指定を受ける事業所(以下これらを「事業者」という。)は、当該事業所の従事者及び従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(清潔保持と健康管理)

第14条 通所型サービスを実施する事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所型サービスを実施する事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延

しないように必要な措置を講じなければならない。

3 訪問型サービスを実施する事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

4 訪問型サービスを実施する事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第15条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(事業の廃止、休止又は再開の届出及び便宜の提供)

第16条 事業者は、当該サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の1月前までに、河内町介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届(様式第2号)により、町長へ届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該事業所においてサービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止、休止又は再開の日以後においても引き続き従前のサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター又は他のサービス事業者その他の関係者との連絡調整等の便宜の提供を行わなければならない。

(関連機関との連携)

第17条 町長は、関係する機関との連携を図り、総合事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月15日訓令第30号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年10月17日訓令第28号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年6月15日訓令第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

	サービス種別	事業名	事業内容
訪問 型サ ービ ス	訪問介護に相当するサービス	訪問介護相当サ ービス事業	訪問介護員による身体介護・生 活援助を行うこと。(訪問介護 と同様のサービスを行うこと。)
	多様 なサ ービ ス	緩和した基準によるサ ービス	日常生活援助事業 家事援助等の日常生活に資する 自立生活を手助けする範囲の支 援を行うこと。
	短期集中予防サービス	運動器の機能向上 事業	体力の改善、健康管理の維持・ 改善、閉じこもり、ADL/IADL の改善に向けた支援(保健及び 医療の専門職による居宅での相 談指導等)を3箇月から6箇月ま での短期間で行うこと。
通所 型サ ービ ス	通所介護に相当するサービス	通所介護相当サ ービス事業	通所介護施設で必要な日常生活 上の支援を行うこと。(通所介 護と同様のサービスを行うこ と。)
	多様 なサ ービ ス	短期集中予防サービス	運動器の機能向上 事業 日常生活に支障のある生活行為 を改善するために、利用者の個 別性に応じて、運動器の機能向 上、膝痛・腰痛対策、閉じこも り・認知機能の低下、ADL/

		IADLの改善等のプログラムを複合的に3箇月から6箇月までの短期間で実施すること。
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント事業 ケアマネジメント A ケアマネジメント B ケアマネジメント C	総合事業によるサービス等が適切に提供できるようにケアマネジメントを行うこと。 A 原則的なケアマネジメント B 簡略化したケアマネジメント C 初回のみでのケアマネジメント
一般介護予防事業	介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を要するものを把握し介護予防活動につなげる。
	介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及啓発を行う。
	地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。
	地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

別表第2（第6条関係）

訪問	サービス種別		事業名	利用料	備考
訪問 型サ ービ ス	訪問介護に相当するサービス		訪問介護相当サービス事業	別表第3に定める単位数に第8条第3項で規定する1単位当たり単価を乗じて得た額から、第8条第2項で算出した額を控除した額	
	多様なサービス	緩和した基準によるサービス	日常生活援助事業	1回当たり260円	原則週1回1時間程度
		短期集中予防サービス	運動器の機能向上事業	町長が別に定める額	
通所 型サ ービ ス	通所介護に相当するサービス		通所介護相当サービス事業	別表第3に定める単位数に第8条第3項で規定する1単位当たり単価を乗じて得た額から、第8条第2項で算出した額を控除した額	
	多様なサービス	短期集中予防サービス	運動器の機能向上事業	町長が別に定める額	

別表第3（第8条関係）

サービス種別	区分		単位数	算定単位
訪問介護相当サービス事業	要支援認定区分1・要支援認定区分2・介護予防・日常生活支援サービス事業対象者	訪問型サービスⅠ (週1回程度)	1,176単位	1月につき
		訪問型サービスⅡ (週2回程度)	2,349単位	1月につき
		訪問型サービスⅢ (週2回を超える程度)	3,729単位	1月につき
	介護職員処遇改善加算		所定単位数に通知別添1・1の	

		ヌに定める基準により算出した額	
通所介護相当サービス事業	(1) 要支援指定区分1・介護予防・日常生活支援サービス事業対象者	1,672単位	1月につき
	(2) 要支援認定区分2・介護予防・日常生活支援サービス事業対象者	3,428単位	1月につき
	介護職員処遇改善加算	所定単位数に通知別添1・2のりに定める基準により算出した額	

様式第1号（第12条関係）

年 月 日

河内町長 様

所在地  
事業者 名称  
代表者名 ㊟

河内町介護予防・日常生活支援総合事業実施状況報告書

河内町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第12条第2項の規定により、次のとおり河内町介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について報告します。

1 事業名称

2 実施月 年 月分

3 利用者数 人

4 延利用回数及びサービス時間数

	要支援	介護予防・生活 支援サービス 事業対象者	一般高齢者	利用者合計
利用者数				
延利用回数				
サービス時間数				

5 利用者別内訳 (別紙) 河内町介護予防・日常生活支援総合事業利用実績表

(別 紙)

河内町介護予防・日常生活支援総合事業利用実績表 ( 年 月分)

事業名 \_\_\_\_\_

被保険者番号		利用者氏名		区分 (該当に○)	要支援1・要支援2 介護予防・生活支援対象
--------	--	-------	--	--------------	--------------------------

回数	日	曜日	サービス時間	サービス内容	備 考
1			時 分～ 時 分		
2			時 分～ 時 分		
3			時 分～ 時 分		
4			時 分～ 時 分		
5			時 分～ 時 分		
6			時 分～ 時 分		
7			時 分～ 時 分		
8			時 分～ 時 分		
計					

様式第2号（第16条関係）

河内町介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届

年 月 日

河内町長 様

所在地  
事業者 名称  
代表者名 ㊟

河内町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第16条第1項の規定に基づき、次のおり事業を廃止・休止・再開しますので届け出ます。

介護保険事業者番号										
廃止・休止・再開する事業所	名称									
	所在地									
サービスの種類	訪問型サービス ・ 通所型サービス									
サービスの名称										
休止・廃止・再開の別	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開									
休止・廃止・再開する年月日	年 月 日									
休止・廃止・再開する理由										
現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置 (休止・廃止する場合のみ)										
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日									

備考 事業の再開に係る届出にあつては、当該サービスに係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

様式第1号 (第12条関係)

様式第2号 (第16条関係)